

新たな小中一貫教育推進方針 論点

1. 小中一貫教育の定義（2 ページ）

練馬区における小中一貫教育の定義は、文部科学省における定義と異なっているが、当分の間、練馬区における定義は変更せず、文部科学省の定義と区別する必要がある場合には「練馬型小中一貫教育」と呼んで区別する。

2. 小中一貫教育と通学区域（5 ページ）

小中一貫教育は、連携先の中学校に進学しない子供にとっても意義があるという説明を維持しつつ、小中一貫教育をより進めやすくするために、小学校と中学校の通学区域を整合させていくことが望ましい、と通学区域の変更について記述する。

3. 小中学校の組合せ（6 ページ、10 ページ）

通学区域が小中学校が整合していない地域においては、連携先の学校を年度によって変えることを記し、実践校グループについては、28 年度末に見直すことを明記する。

4. 小中一貫教育の制度化への対応（15～19 ページ）

（1）義務教育学校への移行

小中一貫教育校と義務教育学校との相違点を確認したうえで、義務教育学校への移行について、小中一貫教育推進会議での議論を踏まえて記述する（15 ページ）。施設分離型の義務教育学校については、小中学校が隣接または極めて近接しているなどの条件を設定する（16 ページ）。

施設分離型小中一貫教育校は、国が新たに規定する小中一貫型小学校・中学校（仮称）に対応させるものとする（16 ページ）。

（2）施設一体型小中一貫教育校（17・18 ページ）

施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）の通学区域については、9 年間同じ通学区域でなく、中学校（後期課程）の通学区域を小学校（前期課程）の通学区域よりも大きく設定することを容認する（18 ページ）

施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）の学校規模については、各学年 3 学級程度、1～9 学年で 27 学級程度（児童生徒数 810 名程度）が望ましいとの案を記述する（18 ページ）

(3) 施設分離型小中一貫教育校 (18 ~ 19 ページ)

施設分離型においては、統一学園名を設けるものとする。統一学園章・統一学園歌については、保護者・地域の意見を聞いて決めることとする (18 ページ)

施設分離型小中一貫教育校を設置する場合、複数の校長をとりまとめる学園長を選任することを記述する。学園長の選任方法については、推進会議の議論を踏まえて記述する (19 ページ)

5 . 今後の進め方

(1) 小中一貫教育校の設置

中学校長会のブロックごとに小中一貫教育校の検討を行う (19 ~ 22 ページ)

2 校目の施設一体型小中一貫教育校を 28 年度までに選定する (25 ページ)

(2) 小中一貫教育実践校・連携校における取組の充実

希望に応じて、小中一貫教育実践校を 2 年間の研究グループに指定する (25 ページ)

条件が整う小学校の高学年において、学年の担任が交替して、一部教科担任制を導入する (25 ページ)

(3) 練馬区における小中一貫教育の形

義務教育学校 (施設一体型小中一貫教育校) 施設分離型小中一貫教育校、小中一貫教育実践校・小中一貫教育連携校の 4 類型で進めていくこととする (26 ページ)